

オゾン層保護対策推進月間の取組について (お知らせ)

平成 18 年 8 月 31 日 (木)
環境省地球環境局環境保全対策課
フロン等対策推進室
室 長 樽林 茂夫 (内 6750)
補 佐 松下 高志 (内 6751)
担 当 難波智恵子 (内 6753)



9 月はオゾン層保護対策推進月間です。

1987 年 9 月 16 日に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されたことにちなみ、9 月をオゾン層保護対策推進月間と定め、国・地方公共団体がオゾン層保護・フロン等対策に関する啓発活動を集中的に行います。

1 環境省の取組

(1) ポスター「オゾン層がなかった時代、生命は海の中でしか存在できませんでした。」

有害な紫外線から我々地球上の生命を守っているオゾン層の働きを広く知っていただくため、深海魚をモチーフにしたポスターを、経済産業省等関係府省庁及びオゾン層・気候保護産業協議会と協力して 11,900 部作成し、地方公共団体、国の出先機関、業界団体等に配布し、期間中掲示します。(別添 1)

(2) パンフレット「オゾン層ってどうなってるの? 2006」

学校教育や環境イベント等で活用していただくため、オゾン層破壊の状況やその対策をわかりやすく解説したパンフレット「オゾン層ってどうなってるの?」を作成し、地方公共団体、関係業界に配布しました。

(3) リーフレット「フロンの回収が必要です」

飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコンなど、大量のフロン類が使用されている業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収を円滑に進めるため、本年 6 月に改正されたフロン回収・破壊法の改正内容についてのリーフレットを作成し、地方公共団体、関係業界に配布しました。

(4) ホームページを通じた広報

環境省ホームページ上に、オゾン層保護対策推進月間に関するページを設置し、各種普及啓発用資料を紹介しています。本ページから普及啓発用資料を自由にダウンロードしていただくことができます。

<http://www.env.go.jp/earth/ozone/month/index.html>

(5) チームマイナス6% メールマガジンでの広報

フロン対策は、オゾン層の保護のみならず、地球温暖化防止の観点からも重要であり、京都議定書目標達成計画においても、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収率向上が目標とされています。そこで、チームマイナス6%のメールマガジンでもフロン対策の重要性を広報します。

(6) モバイル端末広告を利用した広報

iモード、ez ウェブ、vodafone の共通ニュースサイト「THE NEWS」(無料) サイトのトップページに、オゾン層保護の重要性を呼びかける文字広告を掲出します(9月4日～10日予定)。

http://www.thenews.jp/mob/mob_news.html

(7) 関連行事への協力

日刊工業新聞社主催の「第9回オゾン層保護・地球温暖化防止大賞」を後援し、フロン類等の対策を通じ、オゾン層の保護や地球温暖化防止に大きく寄与した技術・事業者に環境大臣賞を贈賞します。

○贈賞式：9月8日(金) 14:00～15:00

東海大学校友会館(東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビル33階)

2 地方公共団体における取組

各地方公共団体においても、オゾン層保護対策推進月間を中心に、講演会の開催や、イベント会場や庁舎での展示、ポスター・パンフレット等の配布、HPやテレビ、ラジオを利用した広報等、オゾン層保護・フロン回収を呼びかける取組が実施されます。(別添2)

例) 講演会、講習会の開催

フロン回収破壊法改正講習会(栃木県)、オゾン層保護フォーラム(静岡県)、オゾン層保護推進大会(愛知県)、回収業者説明会(香川県)、フロン回収推進会議(沖縄県)

3 他省の取組

経済産業省では、経済産業省本館1Fロビーにて、オゾン層保護や代替フロン等3ガスの排出抑制に関するパネル展示等を行います(9月1日(金)～28日(木))。

オゾン層がなかった時代、
生命は海の中でしか
存在できませんでした。

オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、生命を守ってくれています。
ところが、フロンなどの物質が原因で、今もなおオゾン層破壊が起きています。
一方で、フロンの排出を抑えることで、オゾン層は回復していくと予測されています。
また、フロン類は、地球温暖化の原因のひとつでもあります。

未来のために、フロン回収にご協力ください。

自動車の廃棄は、登録を受けた引取業者へ
自動車を廃棄する時は、登録された引取業者に引き渡すようお願い
します。なお、カーエアコン搭載の自動車については、引取業者から
フロン類回収業者に引き渡され、そこでフロン類は確実に回収されます。

業務用空調機器・冷凍機器の廃棄は、登録を受けた業者へ
業務用の空調機器・冷凍機器を廃棄する時は、登録回収業者に
フロン類の回収を依頼してください。
※2007年10月には改正フロン回収破壊法が施行され、新たな制度が導入されます。

家庭用のエアコン・冷蔵庫の廃棄は、家電小売店へ
家庭用のエアコン・冷蔵庫を廃棄する時は、家電小売店に回収を
依頼し、家電リサイクル券を購入してください。



みんなで止めよう温暖化
チーム・マイナス6%

オゾン層保護対策推進月間 2006年9月1日～30日